

## 子ども手当の過払いについて

子ども手当につきましては、6月15日に1回目の支給を行いました。一部事務作業の遅れなどにより、6月15日に支給できない方に対して、6月30日に追加で支給しました。

その際に、誤って、同一児童を二重に認定したことにより、子ども手当を過払いした事案が71件判明しました。

### 1 概要

子ども手当の認定にあたって、既に認定済であった児童に対して、さらに申請があり、新規申請と誤って入力した場合などが二重支給となりました。

#### 【例】

父親が児童手当の認定を受けていて、4月から子ども手当に自動的に移行したが、4月以降、母親から新たに子ども手当の申請がされ、母親を認定した。

### 2 過払い件数・金額

- |                        |            |
|------------------------|------------|
| (1) 同一児童の二重認定した件数（児童数） | 71件（194人月） |
| (2) 過払い額               | 2,522,000円 |
- ※ 6月30日の支給状況（過払い分を含む） 13,419件 443,170,000円

### 3 原因

二重支給を防止するため、チェックリストを作成していますが、従来の児童手当では、確認件数が少なく、短時間の作業でした。今回のチェックリストでは、確認件数が約1,100件と想定以上に多く、確認に時間を要し、事前に支給を差し止めることができませんでした。

### 4 対応経過

- 平成22年6月18日（金）  
6月30日支給のための認定処理及び支給データ作成処理をシステム業者に依頼しました。
- 平成22年6月23日（水）  
6月30日支給のデータを業者から受領しました。その上で、二重支給を確認するためのチェックリストの作成をシステム委託業者に依頼し、提出期限を28日としました。
- 平成22年6月28日（月）  
二重支給を確認するためのチェックリストが業者から提出されましたが、これまでの児童手当に比べて確認件数が約1,100件と非常に膨大であったため、こども家庭課での確認に時間を要しました。
- 平成22年6月29日（火）  
確認作業に多くの時間を要することから、銀行に対して6月30日の支給を差し止めることができませんでした。
- 平成22年6月30日（水）  
確認作業の結果、過払いとなる件数が71件であることが判明しました。  
本日、13,419件の子ども手当を支給しました。

### 5 今後の対応方針

過払いした子ども手当につきましては、対象世帯の方に謝罪文及び返還のための納付書を同封した文書を送付し、過払い金の返還をお願いしてまいります。

### 6 再発防止策

認定する際の入力作業、確認作業を正確に行うよう徹底してまいります。

また、チェックリストの出力時期を含めたスケジュール管理を徹底し、確実にチェックする体制をつくり、再発防止に努めてまいります。